



福岡医発第 1831 号 (地)
令和 4 年 9 月 30 日

各 医 師 会 長 殿

福 岡 県 医 師 会
会 長 蓮 澤 浩 明
(公 印 省 略)

「令和 4 年度福岡県特定行為研修推進事業費補助金」の周知について

今般、標記の件につきまして福岡県保健医療介護部医療指導課医師・看護職員確保対策室より別添のとおり連絡がありました。

本補助金は、看護師が患者の全身状態を判断し実践できる能力の向上を図るべく、2015 年に創設された看護師の特定行為研修の修了者を増やすことを目的に研修の受講費用に対して補助を行うものです。

つきましては、貴会におかれましても本件についてご了解いただきますとともに、貴会会員へ周知方よろしく願いいたします。

なお、福岡県ホームページに本補助金の補助希望調査や交付申請に関する情報等が下記のとおり掲載されております。

記

○福岡県HP「令和 4 年度福岡県特定行為研修推進事業費補助金について」URL
<https://www.pref.fukuoka.lg.jp/contents/r4-tokuteikoui.html>

小郡三井医師会より

医業経営担当理事 田中久志
会長 島田昇二郎

公益社団法人福岡県医師会長
公益社団法人福岡県看護協会長
公益社団法人福岡県病院協会長
一般社団法人福岡県私設病院協会長
一般社団法人福岡県精神科病院協会長
公益社団法人全国自治体病院協議会福岡県支部長
一般社団法人福岡県医療法人協会長
公益社団法人福岡県介護老人保健施設協会長
福岡県有床診療所協議会長
福岡県訪問看護ステーション連絡協議会長

殿

福岡県保健医療介護部長
(医療指導課医師・看護職員確保対策室)

「令和 4 年度福岡県特定行為研修推進事業費補助金」のご案内

本県の保健医療介護行政の推進につきましては、平素から格別のご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、標記について、看護師の特定行為研修の修了者を増やすため、研修の受講費用に対して補助を行う「福岡県特定行為研修推進事業費補助金」を昨年度に引き続き本年度も実施いたします。

つきましては、貴会会員に対して周知いただきますようお願いいたします。

記

1 通知内容

「令和 4 年度福岡県特定行為研修推進事業費補助金」のご案内

2 その他

お送りした「「令和 4 年度福岡県特定行為研修推進事業費補助金」のご案内」等を福岡県庁ホームページにも掲載しておりますので、ご参照ください。

(URL : <https://www.pref.fukuoka.lg.jp/contents/r4-tokuteikoui.html>)

福岡県 保健医療介護部 医療指導課
医師・看護職員確保対策室 看護職員確保班
担当：佐竹
TEL：092-643-3276
E-mail：ishikango@pref.fukuoka.lg.jp

令和4年度福岡県特定行為研修推進事業費補助金について

福岡県では、看護師の特定行為研修を受講しやすい環境を整備し、研修の受講を促進するため、受講費用の一部を補助しています。

【補助の概要】

- 補助対象者 勤務する職員の特定行為研修の受講費用を負担する県内施設（病院、診療所、助産所、介護老人保健施設、介護医療院、指定訪問看護事業所）
- 対象経費 研修の入学料、受講料
- 補助基準額 受講者1人当たり、700千円
- 補助額 基準額と実支出額を比較して、低い額に補助率（1／2）を乗じた額
- 留意事項
 - ・ 指定研修機関に所属する職員が受講した場合も、補助対象になります。
 - ・ 交通費や宿泊費は補助対象経費になりません。
 - ・ 受講者への貸付（貸付と同様の状態であるものを含む）は補助対象経費になりません。
 - ・ 令和4年度の補助対象となるのは、特定行為研修の修了日が「令和5年3月31日」までのものです。
 - ・ 研修期間が2年度にわたる研修については、研修修了日の属する年度に交付申請をしてください。（例：令和3年10月から令和4年9月までの研修 令和4年度に交付申請）
- その他

福岡県庁ホームページに令和4年度補助事業の補助希望調査や交付申請に関する情報等を掲載していますので、ご確認ください。

（URL：<https://www.pref.fukuoka.lg.jp/contents/r4-tokuteikoui.html>）

看護師の特定行為とは	特定行為研修を受講することで、医師・歯科医師があらかじめ作成した手順書により、速やかに患者への診療の補助が可能となる38の行為です。 なお、 <u>介護職員等による喀痰吸引等の行為とは異なります</u> のでご注意ください。
看護師の特定行為研修とは	厚生労働大臣が指定する指定研修機関が実施します。 講義、演習または実習によって行われ、多くの指定研修機関が、「e-ラーニング」を導入しており、6か月～1年間で修了することができます。 （指定研修機関や区分別科目により異なりますので、詳しくは、各指定研修機関の募集要項をご確認ください。）
特定行為研修を受講するメリットとは	医師・歯科医師が患者にすぐ対応できない場合でも、特定行為研修を修了した看護師があらかじめ作成された手順書によりタイムリーな対応を行うことができます。 患者を待たせない速やかな対応が可能になるため、治療効率の向上や医師の負担軽減など、提供できる医療の質の向上が見込まれています。

- お問い合わせ先

福岡県 保健医療介護部 医療指導課 医師・看護職員確保対策室
TEL：092-643-3276（直通）
E-mail：ishikango@pref.fukuoka.lg.jp



福岡県特定行為研修推進事業費補助金交付要綱

(通則)

第1条 福岡県特定行為研修推進事業費補助金については、予算の範囲内において交付するものとし、福岡県補助金等交付規則（昭和33年福岡県規則第5号）の規定によるほか、この要綱の定めるところによる。

(交付の目的)

第2条 この補助金は、手順書により特定行為を実施できる看護職員の養成・確保を推進するため、医療機関等に対し必要な経費を補助することにより、質の高い医療および看護を提供することを目的とする。

(補助対象事業)

第3条 この補助金の対象となる事業は、県内の病院等の開設者等が自施設の看護職員に保健師助産師看護師法（昭和23年法律第203号）第37条の2第2項第4号に規定する特定行為研修を受講させるものとする。

2 補助事業の実施期間は、補助金の交付決定の時期に関わらず、交付決定のあった日の属する年度の4月1日から翌年3月31日までとする。

(事業実施主体)

第4条 補助事業を実施できる者は、次の各号に掲げる全ての事由を満たしている者とする。

(1) 看護師等の人材確保の促進に関する法律（平成4年法律第86号）第2条第3項に規定する病院等の開設者等（歯科医業に係るものは除く。）であること。

(2) 特定行為研修を受講する看護職員を雇用していること。

2 前項の規定にかかわらず、事業者が次の各号のいずれかに該当する場合は、補助の対象としない。

(1) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」という。）第2条第2号に規定する暴力団

(2) 法第2条第6号に規定する暴力団員が役員となっている場合

(3) 暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者が役員となっている場合

(4) 次に掲げる暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する場合

ア 暴力団員が事業主又は役員に就任している場合

イ 暴力団員が実質的に運営している場合

ウ 暴力団員であることを知りながら、その者を雇用し、又は使用している場合

エ 契約の相手方が暴力団員であることを知りながら、その者と商取引に係る契約を締結している場合

オ 暴力団又は暴力団員に対して経済上の利益又は便宜を供与している場合

カ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難される関係を有している場合

(交付額の算定方法)

第5条 この補助金の交付額の算定は次のとおりとする。

- (1) 別表の第1欄に定める基準額と第2欄に定める対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額を選定する。
- (2) (1)により選定された額と総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額に2分の1を乗じて得た額(1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。)を交付額とする。

(交付の条件)

第6条 この補助金の交付の決定には、次の条件が付されるものとする。

- (1) 事業に要する経費の配分の変更(経費配分の変更が10%を超えない軽微な変更を除く。)をする場合には、知事の承認を受けなければならない。
- (2) 事業内容を変更(事業費の10%以上の変更を伴わない軽微な変更を除く。)する場合には、知事の承認を受けなければならない。
- (3) 事業を中止し、又は廃止(一部の中止又は廃止を含む。)する場合には、知事の承認を受けなければならない。
- (4) 事業が予定の期間内に完了しない場合又は当該事業の遂行が困難になった場合には、速やかに知事に報告してその指示を受けなければならない。
- (5) 知事の承認を受けて財産を処分することにより収入があった場合には、その収入の全部又は一部を県に納付させることがある。
- (6) 事業により取得し、又は効用の増加した財産については、事業完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運営を図らなければならない。
- (7) 事業により取得し、又は効用の増加した財産については、福岡県補助金等交付規則第20条の規定により知事が別に定める期間を経過するまで、知事の承認を受けずにこの補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け又は担保に供してはならない。
- (8) 補助金と事業に係る収入及び支出との関係を明らかにした調書を作成し、当該収入及び支出にかかる証拠書類を整理し、これを事業の完了の日(事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日)の属する年度の終了後5年間保管しておかなければならない。
- (9) 事業を行うために締結する契約については、一般競争入札に付するなど県が行う契約手続の取扱いに準拠しなければならない。
- (10) 事業者は、この補助金の交付と対象経費を重複して、他の法律又は予算制度に基づく県の負担又は補助を受けてはならない。

(申請手続)

第7条 事業者は、補助金の交付を受けようとするときは、様式1により知事が別途定める日までに知事に申請しなければならない。

(変更申請手続)

第8条 事業者は、補助金の交付決定後の事情の変更により、申請の内容を変更して追

加交付申請等を行う場合には、様式 1－2 により、知事が別途定める日までに知事に提出するものとする。

（概算払の請求）

第 9 条 この補助金は、概算払によることができるものとし、事業者が概算払を受けようとするときは、様式 2 により知事に請求しなければならない。

（実績報告）

第 10 条 事業者は、補助事業が完了したときは、その日から起算して 1 月を経過した日（第 6 条第 3 号により事業の中止又は廃止の承認を受けた場合、当該承認通知を受領した日から 1 月を経過した日）又は翌年度 4 月 10 日のいずれか早い日までに、様式 3 により知事に報告しなければならない。

（消費税仕入控除税額の確定に伴う報告）

第 11 条 事業完了後に、消費税及び地方消費税の申告により補助金にかかる消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合（仕入控除税額が 0 円の場合を含む。）は、様式 4 により速やかに、遅くとも事業完了日の属する年度の翌々年度 6 月 30 日までに知事に報告しなければならない。

なお、事業者が全国的に事業を展開する組織の支部（又は一支社、一支所等）であって、自ら消費税及び地方消費税の申告を行わず、本部（又は本社、本所等）で消費税及び地方消費税の申告を行っている場合は、本部の課税売上割合等の申告内容に基づき報告を行うこと。

また、補助金に係る仕入控除税額があることが確定した場合には、当該仕入控除税額を県に返還しなければならない。

（その他）

第 12 条 特別の事情により第 5 条、第 7 条、第 8 条及び第 10 条に定める算定方法、手続によることができない場合には、あらかじめ、知事の承認を受けてその定めるところによるものとする。

附 則

この要綱は、令和元年 7 月 12 日から施行し、令和元年度から令和 6 年度までの補助金について適用する。

附 則

（施行期日等）

1 この要綱は、令和 3 年 1 月 1 日から施行し、改正後の福岡県特定行為研修推進事業費補助金交付要綱の規定は、令和 2 年度の補助金から適用する。

（経過措置）

2 この要綱の施行に伴い改正される前の各様式については、令和 3 年 3 月 31 日までの間、改正後の各様式とみなすことができるものとする。

附 則

この要綱は、令和４年４月１日から施行し、改正後の福岡県特定行為研修推進事業費補助金交付要綱の規定は、令和４年度の補助金から適用する。

(別表１)

1 基準額	2 対象経費
受講者１人当たり ７００千円	特定行為研修の受講に要する入学金及び授業料（補助事業者が負担した経費に限る。） ただし、上記対象経費にはやむを得ず当該年度以前に支出せざるを得ない経費で当該年度の研修に係る費用を含む。

(別表２)

番号	特定行為区分
1	呼吸器（気道確保に係るもの）関連
2	呼吸器（人工呼吸療法に係るもの）関連
3	呼吸器（長期呼吸療法に係るもの）関連
4	循環器関連
5	心嚢ドレーン管理関連
6	胸腔ドレーン管理関連
7	腹腔ドレーン管理関連
8	ろう孔管理関連
9	栄養に係るカテーテル管理（中心静脈カテーテル管理）関連
10	栄養に係るカテーテル管理（末梢留置型中心静脈注射用カテーテル管理）関連
11	創傷管理関連
12	創部ドレーン管理関連
13	動脈血液ガス分析関連
14	透析管理関連
15	栄養及び水分管理に係る薬剤投与関連
16	感染に係る薬剤投与関連
17	血糖コントロールに係る薬剤投与関連
18	術後疼痛管理関連
19	循環動態に係る薬剤投与関連
20	精神及び神経症状に係る薬剤投与関連
21	皮膚損傷に係る薬剤投与関連